



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第541号 令和5年1月27日発行

## 目次

### 【告示】

番号	表題	担当課名
18	液化石油ガス販売事業者の認定をした件	消防保安課
19	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
20	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
21	県営土地改良事業の工事が完了した件	農山漁村振興課
22	保安林予定森林を告示する件	森林整備課

徳島県告示第十八号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第三十五条の六第一項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者の認定をしたので、同法第八十八条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和五年一月二十七日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

氏名又は名称	住所又は所在地	認定年月日
ジェイエイ徳島燃料サー ビス株式会社	阿波市土成町土成字殿開六五番地一	令和四年十二月二十日

徳島県告示第十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和五年一月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社ライフサービス	板野郡松茂町笹木野字八下三三番一	ヘルパーステーション「長生苑」	板野郡松茂町満穂字満穂開拓七九番地一	訪問介護	令和五年一月一日
合同会社SYC	徳島市川内町大松八九一番地の五 島谷ハイツ	ペリー訪問看護ステーション	徳島市川内町大松八九一番地の五 島谷ハイツ	訪問看護	同
那賀町の未来を築く株式会社	那賀郡那賀町百合字石橋五〇番地三	デイサービス 進取の気性	同 金岡八〇番地一	通所介護	同

徳島県告示第二十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和五年一月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

合同会社SYC	名 称	指定介護予防サービス事業者	名 称	所在地	指定介護予防サービス事業を行う事業所	サービスの種類	指定年月日
	所在地						
徳島市川内町大松八九一番地の五 島谷ハイツ	ペリー訪問看護ステーション	徳島市川内町大松八九一番地の五 島谷ハイツ	介護予防訪問看護	令和五年一月一日			

徳島県告示第二十一号

次の者の申請に係る徳島県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和五年一月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

申請人の住所及び氏名 吉野川市川島町栗村六二五番地 三木尚ほか十四名	地区名 塚池地区	工事の完了年月日 令和四年三月八日
--	-------------	----------------------

徳島県告示第二十二号

次の森林を保安林に指定する予定にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により次のように告示する。

令和五年一月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町岩倉字イシカ谷三八の二（次の図に示す部分に限る。）、三八の五、三八の六、三八の八から三八の一〇まで

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）